

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程（昭和24年
国立国会図書館規程第3号）第1条に規定する国の諸機関が納入
すべき出版物の部数について

（平成12年9月26日国図収第76号）

| | | |
|----|--------------------------|----------|
| 改正 | 平成12年12月27日国図収第 | 99号 |
| | 同 16年12月28日国図収第 | 145号 |
| | 同 17年 3月 9日国図収050307001号 | |
| | 同 23年 9月20日国図収 | 1109141号 |
| | 同 28年12月27日国図収 | 1612192号 |
| | 令和 7年 1月14日国図収 | 2501065号 |

国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程（昭和24年国立国会図書館規程第3号）第1条に規定する国の諸機関が納入すべき出版物の部数については、次の各号に掲げる国機関の区分に応じて、当該各号に掲げる部数とし、平成12年10月1日から施行する。

- (1) 国会及び国会に置かれる機関 下表1に掲げる出版物にあっては20部、下表2に掲げる出版物にあっては5部、下表1及び下表2に掲げる出版物以外の出版物にあっては8部
- (2) 内閣、内閣に置かれる機関（施設等機関、特別の機関及び地方支分部局を除く。）及び警察庁（附属機関及び地方機関を除く。） 下表1に掲げる出版物にあっては8部、下表2に掲げる出版物にあっては5部、下表1及び下表2に掲げる出版物以外の出版物にあっては8部
- (3) 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する行政機関（以下「行政機関」という。）（施設等機関、特別の機関及び地方支分部局を除く。）及び最高検察庁 下表1に掲げる出版物にあっては8部、下表2に掲げる出版物にあっては5部、下表1及び下表2に掲げる出版物以外の出版物にあっては8部
- (4) 内閣に置かれる機関及び行政機関の施設等機関並びに警察庁の附属機関 5部
- (5) 削除
- (6) 内閣に置かれる機関及び行政機関の特別の機関（警察庁及び検察庁を除く。） 5部

- (7) 内閣に置かれる機関及び行政機関の地方支分部局、警察庁の地方機関並びに最高検察庁以外の検察庁 5部
- (8) 人事院 下表1に掲げる出版物にあっては8部、下表2に掲げる出版物にあっては5部、下表1及び下表2に掲げる出版物以外の出版物にあっては8部
- (9) 会計検査院 下表1に掲げる出版物にあっては8部、下表2に掲げる出版物にあっては5部、下表1及び下表2に掲げる出版物以外の出版物にあっては8部
- (10) 最高裁判所 下表1に掲げる出版物にあっては8部、下表2に掲げる出版物にあっては5部、下表1及び下表2に掲げる出版物以外の出版物にあっては8部
- (11) 最高裁判所以外の裁判所その他の司法機関 5部

改正文（平成12年12月27日国図収第99号）抄

平成13年1月6日から施行する。

改正文（平成16年12月28日国図収第145号）抄

平成17年1月1日から施行する。

改正文（平成17年3月9日国図収050307001号）抄

平成17年4月1日から施行する。

改正文（平成23年9月20日国図収1109141号）抄

平成24年1月1日から施行する。

改正文（平成28年12月27日国図収1612192号）抄

平成29年4月1日から施行する。

改正文（令和7年1月14日国図収2501065号）抄

令和7年4月1日から施行する。

（表1）

| | |
|---|-------------------------------|
| 1 | 年鑑、要覧及び職員録 |
| 2 | 業務報告（刊行頻度が年1回以下のもの） |
| 3 | 予算書及び決算書 |
| 4 | 統計書（刊行頻度が年1回以下のもの） |
| 5 | 官報（国会の会議録を含む。）並びに法令集、規則集及び判例集 |
| 6 | 法律解説書 |

(表2)

| | |
|---|--|
| 1 | 小冊子（5頁以上48頁以下の非定期刊行出版物。ただし、表1に掲げる出版物に該当するものを除く。） |
| 2 | 音楽・映像資料 |
| 3 | 地図・海図 |
| 4 | 外国刊行資料の和訳又は外国事情の紹介にとどまるもの |
| 5 | 追録類で維持、保管等の取扱いに困難の多いもの |
| 6 | 日刊又は週刊の資料 |
| 7 | 委託による調査研究報告書類 |